(2)住民説明会住民配布資料概要(予定)

標題 みんなで考えよう。

津市・久居市・安芸郡・一志郡の市町村合併

- 11市町村による合併の意義
- (1)自立し得る自治体
- (2) 一体感のある圏域
- (3)一体的なまちづくり
- (4)自立可能な規模
- (5)30万都市でのメリット

市町村合併の課題

- (1) 少子高齢社会の到来
- (2)住民の日常生活の変化
- (3)地方分権の到来
- (4)行財政の悪化

財政

- (1)類似団体との比較による試算
- (2)合併による削減効果
- (3)合併した新市に対する財政支援等

まちづくりビジョン中間(案)

合併基本 4 項目

- (1)合併の方法 (2)合併の時期
- (3)新市の名称 (4)事務所の位置

先行調査項目

財産・負債、 水道料、 交付手数料・証明料、 施設等使用料保育料、 幼稚園、 給食、 通学区域、 介護保険料 国民健康保険料(税)、 税金、 その他

説明会会場アンケート

③ 財政

(1)類似団体との比較による試算

11市町村及び類似団体の経費 単位:千円

一円門が及び	ᄶᄱ										平位:十门
	地方税	普 通 交付税	その他の 収 入	歳入計	人件費	扶助費	公債費	物件費	投資的 経 費	その他の 経 費	歳出計
津市	26,290,131	2,033,353	27,154,441	55,477,925	12,844,644	6,411,525	4,717,330	6,049,823	12,473,459	10,936,257	53,433,038
久居市	4,495,431	2,474,397	5,977,531	12,947,359	3,125,144	1,068,538	1,465,449	1,897,976	1,693,972	3,389,531	12,640,610
河 芸 町	1,678,850	1,392,045	2,756,421	5,827,316	1,196,482	353,300	610,306	762,289	1,261,599	1,421,727	5,605,703
芸 濃 町	1,009,364	1,494,416	1,725,566	4,229,346	813,038	76,572	740,679	541,989	895,862	807,424	3,875,564
美 里 村	382,659	1,102,363	1,059,721	2,544,743	522,467	125,681	322,870	325,260	332,775	723,188	2,352,241
安濃町	1,439,137	1,498,194	1,666,831	4,604,162	951,398	157,746	795,406	634,902	1,075,494	898,364	4,513,310
香良洲町	470,188	1,218,974	1,831,662	3,520,824	614,367	66,229	447,426	423,153	1,081,983	688,350	3,321,508
一志町	1,389,586	1,823,216	2,498,535	5,711,337	1,097,709	129,172	767,690	899,419	1,057,501	1,558,349	5,509,840
白 山 町	1,215,989	1,950,790	2,978,722	6,145,501	1,255,014	217,428	896,264	762,054	1,213,658	1,625,859	5,970,277
嬉 野 町	1,988,698	1,998,185	2,204,764	6,191,647	1,449,271	173,161	944,229	1,036,627	887,318	1,389,615	5,880,221
美杉村	517,430	2,290,760	3,040,998	5,849,188	1,136,829	116,022	807,749	583,880	1,889,216	1,081,842	5,615,538
組合調整	_	-	_	_	1,775,174		1,162,958	491,468		△3,429,600	
合計 (A)	40,877,463	19,276,693	52,895,192	113,049,348	26,781,537	8,895,374	13,678,356	14,408,840	23,862,837	21,090,906	108,717,850
人口1人当たり(B)	135,623	63,956	175,494	375,073	88,855	29,513	45,382	47,805	79,172	69,975	360,702
類似団体(C)	47,431,972	7,453,064	39,528,778	94,413,814	23,503,730	10,397,816	10,565,242	10,546,029	16,552,030	21,166,165	92,731,012
類団1人当たり(D)	155,532	24,439	129,617	309,588	77,070	34,095	34,644	34,581	54,275	69,405	304,070
比較(A)-(C)	△6,554,509	11,823,629	13,366,414	18,635,534	3,277,807	△1,502,442	3,113,114	3,862,811	7,310,807	△75,259	15,986,838

(2)合併による削減効果

給与等の削減効果

ア.議員報酬等の削減効果

資料1(定数に合わせ、金額は津市の例による)約5億2千万円

イ、特別職給与の削減効果

資料2(津市の例による)

約4億7千万円

ウ.職員給与の削減効果

資料3(類似団体による普通会計) 約58億5千万円

<u>合</u> 計

約68億4千万円

なお、給与等については、共済費及び退職手当等は含まれないので、人 件費としては、削減額は増えると見込まれる。普通会計の人件費であるた め、企業会計等の人件費は含まれていない。

管理部門経費の削減効果

1つの市になることによる物件費、補助等も削減されるが、現在各分科 会及び専門部会で検討されているため、管理部門として重複が想定される 項目(議会費、総務費)を試算してみました。

ア.議会費の削減効果(類似団体との比較)

資料4(人件費を除く)

約5千万円

イ.総務費の削減効果(類似団体との比較)

資料5(人件費及び積立金を除く)

約28億7千万円

合 計

約29億2千万円

人件費は と重複するため省き、総務費積立金は各市町村の当該年度の収 支による変動が大きいため試算からは削除しました。

普通交付税の減少(14年度試算) 資料6

ア.11市町村普通交付税合計(錯誤額を除く) 約174億1千万円

イ. 平年ベースの普通交付税

約148億8千万円

減少額

約25億3千万円

14年度普通交付税を平年ベースで一本算定を行った場合。

削減効果額 + - = 72億3千万円

<u>資料1</u> 年間議員報酬の削減額

市町村名	議員数(定数)(人)	年間議員報酬(千円)
津市	34	297,679
久居市	20	139,292
河芸町	18	62,666
芸濃町	14	44,583
美里村	12	38,885
安濃町	16	59,632
香良洲町	12	49,865
一志町	14	63,950
白山町	16	69,652
嬉野町	16	69,277
美杉村	14	60,559
合計	186	956,040
11市(定数)	46	437,237
削減額(人)	-140	-518,803

- 1.年間議員報酬額は、平成13年度地方財政状況調査表より転記
- 2.議員数は、地方自治法第91条に基づく法定定数 3.11市の「年間議員報酬額」の積算は次のとおりである。

1ヶ月の報酬額は津市の例による。

議長 670,000×12月× 1人=8,040,000円 副議長 610,000×12月× 1人=7,320,000円 議員 550,000×12月×44人=290,400,000円 議員期末手当 [670千円+610千円+(550千円×44人)]×1.2×4.3=131,477千円 合計 8,040千円+7,320千円+290,400千円+131,477千円=437,237千円

資料2	特別職給与の削減額

市町村名	首長(月額)円	助役(月額)円	収入役(月額)円	教育長(月額)円	常勤監査委員円	給与総額 千円
津市	1,130,000	870,000	740,000	740,000	550,000	71,090
久居市	1,000,000	750,000	690,000	690,000	0	61,280
河芸町	915,000	670,000	640,000	610,000	0	46,461
芸濃町	830,000	630,000	600,000	600,000	0	46,922
美里村	795,000	610,000	570,000	560,000	0	36,567
安濃町	830,000	630,000	600,000	600,000	0	46,922
香良洲町	820,000	650,000	590,000	590,000	0	46,124
一志町	850,000	670,000	610,000	610,000	0	47,690
白山町	850,000	670,000	610,000	610,000	0	48,980
嬉野町	850,000	670,000	610,000	610,000	0	46,775
美杉村	830,000	655,000	600,000	600,000	0	46,732
合計	9,700,000	7,475,000	6,860,000	6,820,000	0	545,543
11市	1,130,000	870,000	740,000	740,000	550,000	71,090
削減額						-474,453

- 1.給与総額は、平成13年度地方財政状況調査表より転記(単位:千円)
- 2.特別職(月額)は、条例の額である。(単位:円) 3. 特別職の給与については、津市の例による
 - 音長 1,130×12月=13,560千円 助役 870×12月=10,440千円 収入役 740×12月= 8,880千円 教育長 740×12月= 8,880千円 常勤監査委員 550×12月= 6,600千円

期末手当 〔(1,130+870+740+740+550)×1.2〕×4.7=22,729 13,560+10,440+8,880+8,880+6,600+22,729=71,090千円 資料3 職員給与の削減額(普通会計)

市町村名	職員数(人)	職員給(千円)
津市	1,440	10,173,195
久居市	326	2,252,730
河芸町	139	828,680
芸濃町	105	536,207
美里村	64	336,711
安濃町	120	616,454
香良洲町	70	382,298
一志町	136	763,727
白山町	148	892,064
嬉野町	166	1,018,210
美杉村	127	762,098
市町村計	2,841	18,562,374
一部事務組合計	223	1,518,339
合計	3,064	20,080,713
類似団体(V-4)304,966人	2,171	16,173,872
削減額	-893	-5,849,150

すべて普通会計に基づき積算している。(一部事務組合についても普通会計分のみ) 職員数 304,966×7.12人/1,000=2,171人 職員給 53,035×304,966人=16,173,872千円 一人当たりの職員給 20,080,713千円/3,064人=6,550千円 削減額 6,550千円×893人=5,849,150千円

	職員数(人)	職員給与(千円)
津地区広域行政事務組合	2	17,605
一志社会福祉施設組合	19	94,788
粗大ごみ処理施設組合	11	94,536
津市ほか4町村衛生施設利用組合	11	74,153
久居地区広域衛生施設組合	26	175,628
安芸美地区清掃処理施設利用組合	6	36,504
久居地区広域消防組合	148	1,025,125
計	223	1,518,339

資料4 管理部門経費(議会費のうち人件費を除く) 単位:千円

11市町村が合併した場合、議会費の二重投資による削減効果

市町村名	総額	人件費	その他
津市	448,287	399,775	48,512
久居市	210,367	194,475	15,892
河芸町	88,768	85,199	3,569
芸濃町	72,776	67,392	5,384
美里村	63,727	59,334	4,393
安濃町	88,517	84,683	3,834
香良洲町	71,441	67,427	4,014
一志町	93,843	85,129	8,714
白山町	104,392	98,864	5,528
嬉野町	102,403	93,843	8,560
美杉村	87,250	80,073	7,177
合計	1,431,771	1,316,194	115,577
類似団体(V-4)304,966人	633,414	570,896	62,518
削減額			-53,059

平成13年度普通会計の議会費より算出

議会費 2,077円×304,966人=633,414千円

人件費 1,872千円×304,966人=570,896千円

資料5 管理部門経費(総務費のうち人件費・積立金を除く) 単位:千円 11市町村が合併した場合、総務費の二重投資による削減効果

市町村名	総務費	人件費	積立金	その他
津市	8,819,968	3,667,864	2,130,897	3,021,207
久居市	2,104,371	1,003,315	257,613	843,443
河芸町	941,082	349,359	308,255	283,468
芸濃町	456,647	193,701	80,389	182,557
美里村	438,690	156,582	73,970	208,138
安濃町	591,754	227,156	80,207	284,391
香良洲町	428,020	230,511	64,404	133,105
一志町	833,273	399,847	186,295	247,131
白山町	844,807	400,697	94,309	349,801
嬉野町	1,020,018	437,152	174,446	408,420
美杉村	861,417	452,561	124,623	284,233
合計	17,340,047	7,518,745	3,575,408	6,245,894
類似団体(V-4)304,966人	10,437,766	6,013,015	1,043,899	3,380,852
削減額				-2,865,042

平成13年度普通会計の総務費より算出

総務費 34,226×304,966人=10,437,766千円

積立金 3,423×304,966人=1,043,899千円

人件費 19,717×304,966=6,013,015千円

1.4年 唐六母郑笃宁

	14年度交付税算定							
				交付基準額		財政力指数		
			14年度	(錯誤額除く)	合併算定替後額	(単年度)		
			14十/文	(细味饭你\)	(錯誤額除く)			
津		市	1,294,786	1,317,350	1,651,841	0.944		
久	居	市	2,419,285	2,419,285	2,499,064	0.634		
河	芸	町	1,298,388	1,298,388	1,468,123	0.548		
芸	濃	町	1,346,956	1,346,519	1,449,914	0.434		
美	里	村	1,002,133	1,004,146	1,068,433	0.292		
安	濃	町	1,359,514	1,359,514	1,459,023	0.508		
香	良 洲	町	1,177,330	1,177,330	1,246,212	0.274		
	志	町	1,696,292	1,696,292	1,806,856	0.453		
白	Щ	町	1,819,620	1,821,337	1,988,632	0.437		
嬉	野	町	1,859,300	1,865,706	2,014,736	0.517		
美	杉	村	2,104,193	2,104,193	2,198,174	0.217		
合		計	17,377,797	17,410,060	18,851,008	(0.677)		
新	11	市	15,483,852	15,483,852	15,483,852	0.702		
平	年べら	ース	14,883,015	14,883,015	0	0.710		
増		減			-3,367,156			
	平年~	<u>`</u>	スでの差引	-2,527,045				

単位:千円

(3)合併した新市に対する財政支援等

まちづくりのための建設事業に対する財政措置

新市建設計画に基づく必要な事業の経費については、合併後10年間の標 準事業費(建設事業費)の95%について合併特例債(起債)を発行するこ とができ、その元利償還金の70%について交付税措置される。

標準全体事業費(全体建設事業費)	739.5億円
合併特例債発行限度額(借入限度額)	702.5億円
普通交付税措置額	491.8億円

新市振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興、住民の一体感醸成のために行なう基金造成に対 し、合併後10年間の標準基金規模の95%について合併特例債(起債)を 発行でき、その70%について交付税措置される。

標準基金規模(基金上限額)	40億円
合併特例債発行限度額(借入限度額)	3 8 億円
普通交付税措置額	2 7 億円

普通交付税の特例措置

普通交付税減額分を15年間保証する措置(14年度算出ベースで試算)

. 合併後(一本算定)の普通交付税額 154.8億円

. 合併前(算定替分)の普通交付税額 188.5億円

ア.合併による交付税減額分(33.7億円)を10年間保証

イ.その後の5年間は減額分を暫減保証

|15年間で総額 約421億円

注1)下記 を含む

注2)毎年度 、 を計算して、その差額を措置するので金額は変動する

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化に必要な事業(システム統一、ネットワーク整備等)や行政 水準、住民負担水準の格差是正に必要な経費について、普通交付税による包 括的な財政措置

|5年間で総額 30億円

特別交付税による財政措置

合併を機に行なう . 新たなまちづくり . 公共料金の格差是正 . 公債費負担格差是正 . 土地開発公社の経営健全化等についての包括的な財政措置

3年間で総額 12億円

合併市町村補助金

新市建設計画に位置付けられた事業(例: 電算システムの統合、

. 庁舎等の改修、 . 公共施設ネットワーク化、 . 合併記念事業等)に 国が行なう補助

3年間で総額 16.8億円

市町村合併支援交付金

合併後10年間の間に行なわれる新市建設計画に基づく事業や地域アイデンティティを高めるための事業等対して県が行なう補助

|10年間で総額 14億円

過疎地域の市町村の合併に対する措置

過疎市町村であった地域を過疎地域とみなし、過疎法上の措置を適用する。

関係省庁の連携による支援策及び県の支援策(国の支援プラン・県の支援方針に基づく支援策)

新市における総合的かつ計画的な整備を促進するため、施策の内容に応じ た必要な措置(事業の優先採択、重点投資及び合併による適用要件の緩和等)

まちづくりビジョン中間案の策定状況

1 策定にあたっての考え方

(1)基本構想の内容

まちづくり基本構想は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の11市町村が合併した場合のまちづくりのビジョンを示すものであります。

構想では、合併問題協議会を構成する11市町村は、行政圏・生活圏・歴史・文化・自然環境などの共通したものを多く持つ圏域であり、11市町村一体となった30万都市県都におけるまちづくりを行っていくという認識に立ち、新市におけるまちづくりの理念・住民のまちづくりへの係り方、基本的な政策の考え方などをまとめていくものであり、新市の具体的な事業を盛り込む建設計画の基本部分となるものであります。

現在、まちづくり基本構想策定委員会にて、構想の検討を行っており、9月17日に開催される委員会にて中間案の委員長提案が行われる予定です。

(2)目標期間

目標とする期間は、激しく変動する政治社会経済情勢を踏まえ、建設計画が5年から10年程度となっていることにも留意し、10年とします。

2 まちづくり基本構想の開催状況

(1)開催実績

第1回 日時:平成14年7月15日(月)午後6時30分から8時40分まで

場所:津リージョンプラザ 健康教室

内容:委員委嘱

委員会の目的・仕事、今後のスケジュールの説明

合併をとりまく現状の説明

まちづくりに関する委員の意見の発表

第2回 日時:平成14年8月7日(水)午後6時30分から午後8時45分まで

場所:津リージョンプラザ 健康教室

内容:まちづくり意見の交換

第3回 日時:平成14年8月26日(月)午後6時30分から午後9時まで

場所:津市役所 大会議室

内容:まちづくり基本構想の基本的な考え方について

ワークショップ形式により、4班に分かれ、あたらしいまちの理念、課題の検討を 行う。 第4回 日時:平成14年9月2日(月)午後6時30分から午後9時まで

場所:津リージョンプラザ 健康教室

内容:まちづくり基本構想の理念・課題について

(2)委員会での検討の主なコンセプト

住民参加

文化と歴史に重点をおいたまちづくり

21世紀を切り開いていく人材育成

環境に配慮したまちづくり

安心と安全のまちづくり

三重県の中心域11市町村が合併した県都30万の中核都市

3 今後のまちづくり基本構想の策定予定

第5回 日時:平成14年9月17日(火)午後6時30分から午後9時まで

場所:津市役所 大会議室

内容:まちづくり基本構想の中間案の委員長提案について

委員の他に、各種団体、NPOの市民にも参加を促し、あたらしい

まちづくりについての意見を述べてもらいます。

平成14年9月21日(土)幹事会に、中間案提出、検討、各市町村に持ち帰り、 首長の意見を聞いていただく。

平成14年9月30日(月)協議会にて、中間案の提出

合併基本 4 項目

合併をするにあたり、決めておかなければならない項目のうち、基本となる 項目であります。

(1) 合併の方法

新設(対等)合併と編入(吸収)合併の2通りあります。どちらを選択するかにより、新しい市の取扱いが変わってきます。(別紙)

(2)合併の期日

合併を行う期日を決定します。

年度末に行うのか、年度途中に行うのかにより、事務事業の取扱いが変わってきます。

なお、合併特例法の法期限が平成 17 年 3 月 31 日で切れるため、新市の運営 を検討し、協議会スケジュールでは平成 17 年 1 月を予定しています。

(3)新市の名称

合併後の市の名前を決めます。法律上は、特に規定がないため、選択肢は自由ですが

(

(4)事務所の位置

新市として事務を取り扱う場所であります。機能的、効率的な観点から決めます。

現在各市町村の職員数及び市役所・役場の規模を検討すると現在の津市の位置が適当であると思われます。

しかし「周辺部は廃れてしまうのではないか」あるいは、「周辺部のサービスが低下するのではないか」などの懸念に対応し、現市町村の庁舎・支所等をなんらかの形で残すかどうかの検討をする必要がなおあります。

「新設合併」と「編入合併」の比較について

分 類	新 設 合 併(対等合併)	編 入 合 併(吸収合併)
定義	・2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	・市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に約 入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格の取扱い	・合併関係市町村の法人格は消滅し、新たな法人格 が発生する。	・編入する市町村の法人格が存続し、編入される市時村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称	・合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称 を定める.	・編入する市町村の名称とする場合が多いが、新たっ 名称を定めることもできる。
事務所の位置	・合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等 を考慮して決定する。	・通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設 の取扱い	・合併市町村が引き継ぐ。	・編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	〈原則〉 ·合併関係市町村の議員は失職する。 ·地方自治法に定める定数の設置選挙を行う。この場合における議員の任期は、設置選挙の日から4年間となる。 〈特例〉 ·合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度)合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる著については、2年以内で合併関係市町村の協議により定められる期間において、引き続き全員在任できる。(在任特例制度) 実際には、の在任特例制度を採用している場合が多い。	
農業委員会委員の 定数及び任期等の 取扱い (合併市町村に1 つの委員会を置 くこととする場 合)	〈原則〉 ・合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)はすべて失職する。合併後新たに選挙及び選任により委員を選出する。 〈特例〉 ・合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。 農業委員会等に関する法律により、合併市町村の区域を分割して、2以上の農業委員会を置くことも可能である。	<原則>・編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入さる市町村の委員はすべて失職する。 <特例>・編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有すこととなる者は、40人までの範囲で、編入する市村の委員の残任期間在任することができる。
特別職の職員の身分の取扱い	・合併関係市町村の特別職の職員は失職する。なお、 合併市町村の首長は、選挙により選出され、助役、 収入役等は新たに選任されることとなる。	・編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し 編入される市町村の特別職の職員はすべて失職 る。
条例・規則等の取 扱い	・合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新 たに制定することとなる。	・編入される市町村の条例・規則は失効し、原則とて編入する市町村の条例・規則に統一される。(ただし合併に伴う改正が必要である。)
市町村建設計画	・合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必 要がある。	・少なくとも、編入される市町村の区域についての 設計画を作成する必要がある。

⑥ 先行調査項目影響額一覧 1

単位:百万円

			1	1	
		各市町村の累計	津市の例による	最低の例による	
水道料		13年度決算見込み 7,801	津市 6,961	津市 6,961	
保育料		13年度実績 (徴収率72.7%)	津市 (徴収率80.0%)	白山町 (徴収率50.5%)	
幼稚園	①幼稚園使用料	14年度調定実績 164	津市(6,000円) 179	自山町(5,000円) 149	
	②乳幼児教育				各々の事項については、口頭で説明
給食					
介護保険料	4		津市(3,152円)	安濃町(2,541円)	
国民健康保	保険料(税)	14年度調定実績 (1人平均77,015円) 7,674	津市の例による (1人平均80,618円) 8,033	芸濃町 (1人平均65,408円) 6,518	
	計	16,997	16,669	14,601	

津·久居·安芸郡·一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目 各種事務事業の取扱い	细數小次/安/	
関係項目 上水道事業	調整内容(案)	

				成	市		町		村	別	内		訳			
		津市	久居市	河芸町	芸濃町		美里村		濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野	⊞ Ţ	美杉村	具体的な調整
料金体系		口径別	口径別	その他	口径別		簡易水道	*	の他	口径別	用途別	用途別	用途	別	簡易水道別	
現行料金 (円)	ロ径13mm 使用量25㎡	2,575	2,825	3,300)	3,950	3,300		3,400	3,090	4,50)	5,350	4,850	4,375	
見行料金改	文定年月	H13. 4	H9. 4	H10. 10	H10. 6		H14. 4	H1	10. 7	H13. 4	H12. 12	H10. 4	H12.	6	H12. 4	
	13mm	400	700	使用水量	口径13mm		3.1		- 31 -	480	一般用	一般用	一般用		小西簡易水道	
	20mm	800		1 0 3 1	1~20m³	使用水量	量 10㎡まで	使用水量	5㎡まで	960	10㎡まで	10㎡まで	////10miまで		10mまで	
	25mm	1,300	1	1,200)	600	1,400		750	1,560	1,80	0	2,500			
	30mm	2,800			21~40m ²						浴場用 50㎡まで	官公署用15㎡まで	官公署用50㎡	まで	その他の簡易水道 1	
基	40mm	5,200				4.000					5,00				1	
本 料	50mm 75mm	8,100 18,300			41 m³~	1,000				-	官公署用・営業用・ - 工場用20㎡まで	営業用 15㎡まで	営業用20㎡ま ⁻ 5,000			
金	100mm	38,900	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1,500				46,680	4		工場用10㎡ま ⁻ _			
	125mm	60,700	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			,				72,840	\			4,000		
	150mm	94,300	38,000							113,160		工場用30㎡まで				
	200mm	168,300	53,800							201,960			10,000			
	250mm	262,300	1							314,760						
				超過料金	超過料金		超過料金	超過	<u></u> 過料金		超過料金	超過料金	超過料	金	超過料金	
	1 m² ~	50	25			140			100	60		60.00	én. ED	11 000		
	11	90	125	14	0	150	120		100				一般用 3		1小成問易水頂	
	21	155			l l	100	130		170	186		0 官公署用		~ 210		
	26	1	1		ı	200	1		1	1	官公署用·営業用		1 190 官公署用 51			
434	31	165	145	16	0	1	1		220	198	21~50 20	営業用	10	01~ 245		
従量	36	1	1		l	300	1		1	1	51 ~ 22	9 事務所用	50	01~ 250	その他の簡易水道 1 O㎡まで	
料 金	41	175			l .	1	140		<u> </u>	210	浴場用	工場用	営業用・工場用]		
	51	100	160	21	0		100		1	<u></u>	51~ 6	0 1 m		1~ 235 1~ 240		
	101	190	170		ı		160		260 280		3 工场用 	0		~ 240 ~ 245		
	201	195					100			234			101	240		
	501	1	180							1						
	3001		190													
			1													
一時用			臨時用 300		臨時用 430			臨時用 28	0	444	共用・特設・消火栓料金 有り	共用・特設・消火栓 有り	料金			
浴場用	1 m	75	大口用 145~							90	149	199	特設・消火栓料	金 有り		
			季節用 215		公道給水管の径	メーター・	<u></u>					メーター使用料	メーター使用料	l.	メーター使用料	
					20mm 2,500	13mm						13mm 60	13mm 50		20mm 160	
					25mm 4,500	20mm						20mm 120	20mm 100		25mm 180	
					30mm 7,100	25mm	150					25mm 130	25mm 105		30mm 300	
					40mm 13,900	30mm						30mm 250	30mm 175		40mm 350	
					50mm 25,900	40mm						40mm 280	40mm 200		50mm 800	
					75mm 71,600	50mm 1,						50mm 850	50mm 1, 150			
						75mm 2,	, 000					75mm 2, 300	75mm 1, 380			
										町のみ内税のため消費税			100mm1, 470			<u> </u>

注意:芸濃町のみ内税のため消費税込み

津・久 居・安 芸 郡・一 志 郡 市 町 村 合 併 問 題 協 議 会 協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)	
関係項目	保育事業	响走/3台(未)	

							構		成	市	囲丁		村	別		現	況									
	階層 区分	定義	津	市	久月	書市	河芸	田丁	芸濃	豊町	美里	村	安濃	貴町	香良	洲町	一志	ŦŢ	白山	1町	嬉里	野町	美杉村	न	Ē	t
	第1	生活保護法による被保護世帯	202人	0.6%	52人	0.6%	21人	0.5%							8人	1.0%			60人	2.2%					343人	0.6%
	第2	市町村民税 非課税世帯	5,025人	14.5%	986人	11.1%	650人	17.0%	158人	18.1%	40人	4.7%	110人	6.5%	110人	14.3%	149人	6.9%	370人	13.6%	362人	14.0%	78人	6.8%	8,038人	13.3%
国徴収金	第3	市町村民税 課税世帯	3,322人	9.6%	人088	9.9%	581人	15.2%	48人	5.5%	72人	8.4%	134人	8.0%	138人	18.0%	312人	14.4%	434人	15.9%	378人	14.6%	172人	14.9%	6,471人	10.7%
金額に対	第4	64,000円未満	6,447人	18.5%	1,753人	19.7%	773人	20.2%	176人	20.1%	176人	20.5%	331人	19.6%	121人	15.8%	347人	16.1%	566人	20.8%	426人	16.4%	328人	28.4%	11,444人	19.0%
市っている。	第5	64,000円以上 160,000円未満	7,460人	21.4%	2,296人	25.8%	837人	21.9%	208人	23.8%	247人	28.8%	363人	21.6%	183人	23.8%	546人	25.3%	729人	26.7%	558人	21.5%	194人	16.8%	13,621人	22.6%
町間別児童数	第6	160,000円以上 408,000円未満	8,882人	25.6%	2,304人	25.9%	829人	21.7%	233人	26.6%	238人	27.8%	571人	33.9%	148人	19.3%	618人	28.6%	422人	15.5%	701人	27.0%	357人	31.0%	15,303人	25.4%
別	第7	408,000円以上	3,418人	9.8%	626人	7.0%	132人	3.5%	52人	5.9%	84人	9.8%	175人	10.4%	60人	7.8%	187人	8.7%	145人	5.3%	168人	6.5%	24人	2.1%	5,071人	8.4%
内	Ī	計(延べ児童数)	34,756人		8,897人		3,823人		875人		857人		1,684人		768人		2,159人		2,726人		2,593人		1,153人		60,291人	
訳		延べ児童数①		34,756人		8,897人		3,823人		875人		857人		1,684人	,	768人	,	2,159人		2,726人		2,593人	•	1,153人	,	60,291人
		徴収金額②	1,060,	679,080円	278,	603,920円	108,09	98,060円	26,6	605,230円	28,50	00,140円	67,8	342,900円	24,0)28,940円	69,14	7,560円	84,3	333,500円	82,	112,270円	37,45	2,180円	1,867,4	103,780円
現 行 徴		保育料③	839,	611,680円	171,	050,990円	78,10	08,460円	17,3	379,250円	23,47	73,600円	40,4	77,230円	16,8	362,800円	48,63	5,200円	42,6	621,200円	60,	808,200円	19,32	8,800円	1,358,0	357,410円
収金	市	町村負担分②-③	221,	067,400円	107,	552,930円	29,98	39,600円	9,2	225,980円	5,02	26,540円	27,3	865,670円	7,1	166,140円	20,51	2,360円	41,7	712,300円	21,	304,070円	18,12	3,380円	509,0	046,370円
	玉]との比率③÷②		79.2%		61.4%		72.3%		65.3%		82.4%		59.7%		70.2%		70.3%		50.5%		74.1%		51.6%		72.7%
	平均	月額保育料③÷①		24,157円		19,226円	2	20,431円		19,862円	2	27,390円		24,036円		21,957円	2	2,527円	_	15,635円		23,451円	1	6,764円		22,530円

【参 考】 国徴収基準額との比率 11市町村平均 67.0% 県下13市平均 67.6%

			津	• 久居•安芸	郡•一志郡市	可时村合併問	題協議会	協議事項	調整内容表			
協	議項目	住民説明会用先行調	査		=ra =str _+	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
関	係 項 目	公立幼稚園使用料			調 釜 八] 容(案)						
					構	成 市	町 村	の 現	況			
項目	津市	久居市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉 野 町	美 杉 村	具体的な調整内容
月 額 (年 額)	5, 700円 (68, 400円) *H15年度~ 6, 000円 (年額:72, 000円)	5, 200円 (62, 400円)	5, 200円 (62, 400円)	5, 500円 (66, 000円)	5, 800円 (69, 600円)	5, 500円 (66, 000円)	5, 500円 (66, 000円)	5, 500円 (66, 000円)	5, 000円 (60, 000円)	5, 500円 (66, 000円)	5, 500円 (66, 000円)	

			/-	⋭∙久居·安芸	י יונוגיטוי יונדי	יו ועו בו נייינו	小吃咖啡五	別の我子の	調整内容表			
協「	議項目	住民説明会用先行調	査		調整大] 容(案)						
関	係 項 目	乳幼児教育に関する	<u>-</u> Ł		шч 11€ г.							
項目					構	成市	町 村	の現	況			
× 1	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安濃町	香良洲町	一志町	白 山 町	嬉 野 町	美 杉 村	具体的な調整内容
〇3歳児保育実施 状況	・公立幼稚園(16園中)なし ・私立幼稚園 12園 ・国立幼稚園 1園 ・公立保育所 11園 ・私立保育所 19園 ※3歳児保育は私立幼稚園 が担うこととする。	・公立幼稚園(7園中) 4園 ・私立幼稚園 1園 ・公立保育所 6園 ・私立保育所 1園 ※今後も3歳児保育の充実 に努める。	・公立幼稚園(4園中) 1園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 2園 ・私立保育所 2園 ※平成5年度から、保育園がないため黒田幼稚園で実施。	・公立幼稚園(4園中) 4園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 なし ・公立保育所 なし ・私立保育所 なし ※今後も継続予定。但し、学 期途中に3歳児入園は実施 していない。	・公立幼稚園(2園中) なし ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 な園 ・私立保育所 1園 ※現在、実施していない。平 成15年度より実施予定。	・公立幼稚園(4園中) 4園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 1園 ・私立保育所 なし ※平成14年4月から全幼稚 園で実施。今後も継続予定	・私立幼稚園 なし ・公立保育所 1園 ・私立保育所 なし	実施	・公立幼稚園(4園中) なし・私立幼稚園 1園・公立4年育所 3園・公立保育所 3園・私立保育所 なし※平成16年度中オープンをめざし、乳幼児教育センター建設を推進中。平成17年4月から3歳児保育を実施予定。	・公立幼稚園(5園中)5園 ・私立幼稚園なし ・公立保育所2園 ・私立保育所2園 ※平成13年度より全幼稚園で実施	・公立幼稚園(1園中) 該当 児なし ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 4園 ・私立保育所 なし ※平成11年度から3歳児保 育を実施、継続中。	
	• 8 時 30分 ~ 14 時 (水曜 口 ! +	*8時30分~14時(但し、3歳	1.0時~1.4時	•8時30分~15時	•8時30分~15時	•9時~14時	·幼稚園8時~14時	·3歳児 8時~13時30分	施設整備にとどまらず、保育時間、クラス担任基準、園児バス送迎等、町独自の管理、運営面を検討・計画している。・8時30分~13時30分	•8時30分~14時	・8時30分~午前中	
〇保育時間の状況	12時)	児保育は8時30分~11時30 分)	्ठान् ^२ स्थिन	· ठाम् उ० <i>ग</i> ्रा • । उपन्	-Out-30/J -> 13ut-	. च्यान् . प्रायम्	·保育園7時30分~18時30 分	(4~9月 13時) ·4·5歳児 8時~14時(4~ 9月 13時30分)	· ठान्उ० <i>)</i>] · • ।उपन्उ० <i>)</i>]	° ठावनु उप <i>न</i> ु १४४वनु	- 201년2077 : 4 上 町 七	
	低基準を9名程度とし、地域 のニーズにも考慮しつつ、異 年齢児混合学級を設置をす	・3歳児5人以下、4歳児7人 以下、5歳児10人以下で、3 歳児・4歳児を合わせて12人 以下の場合及び4歳児・5歳 児を合わせて 17人以下の 場合は、異年齢児混合学級 とする。 ・異年齢混合学級 1クラス	・最低基準なし ・異年齢混合学級なし	・最低基準なし ・異年齢混合学級 2クラス	・景低基準なし・異年齢混合学級なし	・異年齢混合学級 3クラス	・最低基準なし ・異年齢混合学級なし	・最低基準なし ・異年齢混合学級なし	・最低基準なし ・異年齢混合学級なし	*最低基準なし *異年齢混合学級 1クラス	・最低基準なし。 ・異年齢混合学級 1クラス	
)障害児保育の実 施状況・受け入れ 基準	・集団生活ができる軽度の障害のある幼児については、 現職員体制で受け入れている。	の座中の出ったの人がに別	・個々の状況によって判断する。	・保護者の要望により受け入 れている。 ・基準なし	該当なし	*該当なし	*該当なし	・該当なし	・保護者のニーズにより、受け入れている。加配教員を配置。	・保護者からの要望により受け入れ。障害の程度に応じて業務補助員を配置。	・現在該当児なし。 過去障害児保育実施	
)預かり保育の状 況	・保護者のニーズや各園の 実情に応じて、短時間の預 かり保育を行っている。	・該当なし	・保護者からの要望に応じて 臨時的に行っている。	該当なし	・月〜金 15時〜17時まで 夏期、冬期、春期休業中は 8時30分〜17時まで	・該当なし	•14時~16時	・該当なし	・13時30分〜16時 ・追加料金なし。ほとんどの 幼児が利用。	•14時〜16時30分 •毎日と月3日以内のコース 有り。3割程度が利用。	・月〜金 16時まで ・夏期休業中 幼稚園が指定 する日	
)子育て支援活動 の状況	・各幼稚園における未就園 児の親子で遊ぶ会、子育て 相談、子育て講座などの実 ・津市市民活動センターにお ける幼・保連携による子育で 相談「あそびの広場」の実施 ・子育て支援ポランティアの											

協	議項目	住民説明会用先	行調査		-m =tr	± ± /=>						
関・	係 項 目	学校給食の実施	方法に関すること		一調整	内 容(案)						
項目					構	成市	町 村	の現	況			
	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香良洲町	一志町	白山町	嬉 野 町	美 杉 村	具体的な調整内容
小学校数・給食の 有無	22校•有	7校•有	4校•有	4校•有	3校•有	4校•有	1校•有	4校•有	5校•有	6校•有	3校•有	
中学校数・給食の 有無	8校·無 1校·有	3校∙無	1校•有	1校•有	1校•有	1校•有	1校•有	1校•有	1校•有	1校•有	1校・無	
幼稚園数・給食の 有無	14園・無 2園・有	7園・無	4園・有	4園-有	3園•有	4園・有	1園•有	4園・有	5園-有	6園・有	1園・有	
給食施設数	23(自校式)	7(自校式)	5(自校式)	5(自校式)	4(自校式)	5(自校式)	2(センター)	1(センター)	6(自校式)	1(センター)	5(自校式)	

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

協議事項調整内容表

議項	目住民説明会用先行調査	山田 敷 内 次 / 安
係 項	目介護保険	一調 整 内 容 (案

		区	分					構	成 市	町 村	別 内	訳				具体的
	所	「得段階別定額保険料 「			津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		広	域連	合		
		段階 対象者	_	保険料率							香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	
	Š	第1段階 老齢福祉年	金	基準額×0.5	18,910円	17,148円	16,998円	18,000円	16,800円	15,246円			16,626円			
第		第2段階 住民税非課利 (世帯全員が非	说者 課税)	基準額×0.75	28,370円	25,722円	25,497円	27,000円	25,200円	22,869円			24,939円			
1号被保	六五歳以	第3段階 住民税非課利 (本人が非課	兑者 税)	基準額	37,820円	34,296円	33,996円	36,000円	33,600円	30,492円			33,252円			
険者	·	第4段階 住民税課税 (所得額250万円	者]未満)	基準額×1.25	47,280円	42,870円	42,495円	45,000円	42,000円	38,115円			41,565円			
寸	, in	第5段階 住民税課税 (所得額250万P	者]以上)	基準額×1.5	56,740円	51,444円	50,994円	54,000円	50,400円	45,738円			49,878円			
J	月	1額保険料		基準額	3,152円	2,858円	2,833円	2,995円	2,800円	2,541円			2,771円			
区:	分(国(保加入者)														
				所得割	1.00%	0.89%	1.00%	0.70%	0.80%	0.63%	0.70%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	
		Mr. O. 14 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	aled	資産割	0.00%	4.60%	5.00%	5.00%	7.70%	4.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
第 2 号	被保険者	第2号被保険者の保険 は、本人が加入している医 会に所得に応じて決めら 健康保険料に上乗せして行 します。	料 療保 られ、 数収さ	均等割	6,300円	3,400円	6,600円	6,000円	7,300円	7,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	
				平等割	3,500円	3,300円	4,800円	3,000円	4,200円	3,300円	0円	0円	0円	0円	0円	
				限度額	70,000円											

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

協議事項調整内容表

協議項目 住民説明会用先行調査 調整内容(案) 関係項目 国民健康保険料(税)

						 市	 町 村	 別				
区分	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	具体的な調整内容
1 納税義務者	・国民健康保険税料(税)は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して賦課の被保険者である。・国民健康保険の帯主であってある資格がない国民健康保険合の被保険者であるものがある場合には、当該世帯方に国民健康保険合には、当該世帯をものでは、当該世帯をものでは、当該世帯をもしては、保険者である世帯主とみなければ、保険者である世帯主とみなける。(国民健康保険法第5条及び第6条)	左記に同じ										
2 料(税)率												
方式	料 / 3 方式	税 / 4 方式	料/4方式	税 / 4 方式	税/4方式	税/4方式	税/4方式	税 / 4 方式				
医療分												
所得割(%)	7.80	7.50	5.00	5.80	6.40	4.50	5.20	5.30	6.50	5.30	7.94	
資産割(%)	-	36.0	40.0	50.0	60.0	30.0	30.0	45.0	51.0	51.0	67.5	
丁 均等割(円)	30,000	21,300	25,200	22,000	28,000	25,000	24,000	28,000	25,000	24,000	26,400	
寸 平等割(円)	22,500	20,500	26,400	24,000	26,000	26,000	28,000	22,000	30,000	29,400	25,200	
川 介護分	,,,,,	,,,,,,	1, 11	,,,,,	,,,,,	.,	,,,,,	,		, , , ,	, , , ,	
所得割(%)	1.00	0.89	1.00	0.70	0.80	0.63	0.70	0.85	0.85	0.85	0.85	
野 資産割(%)	-	4.60	5.00	5.00	7.70	4.00	-	-	-	-	-	
均等割(円)	6,300	3,400	6,600	6,000	7,300	7,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
		·			·	·	8,000	8,000	0,000	8,000	0,000	
平等割(円)	3,500	3,300	4,800	3,000	4,200	3,300	-	-	-	-	-	
3 賦課限度額												
医療分(円)	530,000	520,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	
介護分(円)	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
4 保険料(税)の 軽減	7割・5割・3割	6割•4割	7割・5割・3割									
5 納期限	9 回	6 回	6 回	9回	10回	9回	11回	10回	10回	8回	10回	
6 一人当たり 保険料	80,618	80,260	72,759	65,408	79,849	66,718	67,786	71,724	72,673	72,964	66,361	

⑦ 先行調査項目影響額一覧 2

単位:百万円

		各市町村の累計	津市の例による	最低の例による		
財産・負債						・現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。持ち寄り方については、今後検討を重ね調整する。 ・財産区の扱いは、現行の財産区のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。
交付手数料		13年度実績 157	津市(250円) 156	久居市·河芸町 (200円) 134	最低の例 134	・影響額が約23百万円と大きくないため、住民サービスの面からも最低の額とする。
施設等使用	料					・施設の内容、規模及び建築年度が異なり、その利用料が地域に定着していることから 現行のとおりとする。
通学区域						・就学する指定校の変更についての許可基準を緩和の方向で統一し、通学区域制度の弾力的運用を図るとともに、各市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえて通学距離を考慮するなど、現在の通学区域の線引きを変更せず、学校を選択することができる方向で調整する。
	①個人市町村民税 均等割税額	14年度調定実績 250	標準税率(2,500円) 275	不均一課税 250	標準税率 275	・地方税法の定める標準税率で課税することとする。・前納報奨金については、合併時は津市の例によるものとするが、その後廃止の方向で検討する。
	②法人市町村民税 法人税割税額	14年度調定実績 3,860	津市(超過税率) 3,881	不均一課税 3,860	超過税率 3,881	・津市が採用している法人税割税率の超過税率で課税することとする。
	③固定資産税					・前納報奨金については、合併時は津市の例によるものとするが、その後廃止の方向で 検討する。
税金	④都市計画税					・合併特例法による不均一課税を適用し、新市における都市計画に沿って課税を行う。不均一課税の方法については、今後検討を重ねていく。
	⑤入湯税					・現行どおり鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に1人1日につき150円の入湯税を課することとする。
	⑥督促手数料	13年度実績 6	津市 (80円)	久居市·河芸町 (50円) 4	津市の例 6	・津市の例によることとする。
	⑦納税貯蓄組合					・納税貯蓄組合に対する補助金等については廃止することとする。
	①事務所等					・現在の事務所・支所等については、合併時点の住民サービスを低下させない配慮が必要である。
	②特別職の給与等					・今後検討を重ね調整する。
その他	③一部事務組合等					・11市町村で合併となれば、ほとんどの一部事務組合は解散が可能となる。
ての他	④公共下水道料					・料金体系、料金単価、受益者負担金に違いがあり、また、普及率も差があるため、今後 検討を重ね調整することとする。
	⑤事業所税					・合併により人口が30万人以上となっても、合併が行われた日から起算して5年間を経 過する日までの間は、政令での指定都市の指定は行われないため課税されない。
	⑥特別土地保有税					・地方税法の定める標準税率で課税することとする。
	計	4,273	4,318	4,248	4,296	
合	計 (1+2)	21,270	20,987	18,849		
不	足 額		283	2,421		

津·久居·安芸郡·一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	事務所、支所及び出張所の取扱い	調 笠 内 谷 (未)

項目		T	T		構	成 市 I	町 村	の現	況	1		
	津市	久居市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香良洲町	一志町	白 山 町	嬉 野 町	美杉村	具体的な調整内容
事務所の位置	津市西丸之内23番1号	久居市東鷹跡町246番地	河芸町大字浜田808番地	芸濃町椋本1845番地	美里村大字三郷48番地 の1	安濃町大字安濃1310番地	香良洲町1878番地	一志町大字田尻593番地 2	白山町大字川口892番地	嬉野町大字須画1443番 地5	美杉村八知5828番地の 1	
敷地の面積	25, 940. 37 m	3, 397m²	24, 838㎡	1, 892m²	11, 664m²	2, 701 m	2, 973. 75㎡	6, 082. 48m²	10, 556m²	11, 723. 26㎡	4, 425㎡	
本庁舎の概要	·構造等 RC造·B1·8F ·延面積 20,774㎡ ·建築年 S54.9.30	本 ·構 ·構 ·程 ·程 ·建 ·全 ·建 ·全 ·生 ·传 ·连 ·传 ·连 ·传 ·连 ·连 ·传 ·连 ·连 ·传 ·连 ·音 ·连 ·音 ·连 ·音 ·连 ·音 ·音 ·音 ·音 ·音 ·音 ·音 ·音 ·音 ·音	・構造等 SRC造・4F一部S造 基礎免震構造 ・延面積 5,529㎡ (うち庁舎棟4,995㎡) ・建築年 H12.12.31	·構造等 RC造·3F ·延面積 1, 615. 45㎡ ·建築年 S38. 1. 31	·構造等 RC造·2F ·延面積 2,748.18㎡ ·建築年 H6.8	本 ・構 ・構 ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を ・を	·構造等 RC造·2F ·延面積 2,553.22㎡ ·建築年 S44.5	·構造等 RC造·2F ·延面積 606.00㎡ ·建築年 S31.9 裏庁舎 ·構造等 RC造·2F ·延面積 685.28㎡ ·建築年	本庁舎 ・構造等 RC造・2F ・延面積 1,462.92㎡ ・建 S40.12.1 分庁・構造造・2F ・延面積 1,844.6㎡ ・建等年 H9.3.31 延面積計 3,307.52㎡	本・ ・構 RC面 1, 等 31 、 4 、 30 (・建 S3 1 、 4 、 30 (・建 S62、2. 1 (・建 S63、1 年 7 、 30 (・建 大 30 (・建 大 30 (・建 大 30 (・建 S49、11、21 (・建 S49、11、21 (・建 S49、11、21 (・建 S49、11、21 (・建 S49、11、21 (・	·構造等 RC造·2F ·延面積 3,554㎡ ·建築年 S38	
見 E) で 大 、 出張 所 の 位置	1.高野尾支所 高野尾東所 5.大里支陸合町1292番地1 3.一身早田町四町293番地3 4.白塚町5205番地 5.栗真真町屋町836番地1 6.安東所 大寛東京町屋町836番地6 7.櫛形支所の町249番地6 7.櫛形字分部1192番地1 8.片田井所所下39番地1 10.藤水支藤支所戸宇字水支藤大田共所下字が東東大高高雲山井下の大高高雲型出本が東京下 12.高高雲出本であります。 12.音楽をするのでは、13.アストプリー 第13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 13.アストプリー 14.日間によります。 15.日間によります。 16.日間によります。 17.日間によります。 17.日間によります。 17.日間によります。 18.日間によります。 18.日間によります。 19.日間により。 19.日間によります。 19.日間によります。 19.日間によりまちます。 19.日間によります。 19.日間によります。 1	3.久居駅前出張所新町3006番地	1.千里ヶ丘分室 千里ヶ丘14番地		_			1.波瀬出張所 大字波瀬4332番地2	1.家城出張所 大字南家城851番地3 2.大三出張所 大字二本木1001番地 253 3.倭出張所 大字中ノ村158番地 4.八ツ山出張所 大字八対野994番地1		1.竹原出張所 竹原2777番地 2.太郎生出張所 太郎生2120番地 3.伊勢地出張所 石名原1583番地 4.八幡出張所 奧津1294番地 5.多気出張所 上多気1031番地 6.下之川出張所 下之川6115番地	

津・久 居・安 芸 郡・一 志 郡 市 町 村 合 併 問 題 協 議 会 協議事項調整内容表

協 議 項 目 住民説明会用先行調査

関係項目 常勤の特別職の給与・議会議員の定数 及び報酬・一般職の給与等

協議の内容

						成	市	町 村	の	現	 況		
			津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香良洲町	一志町	白山町	嬉 野 町	美 杉 村
		市町村長	1, 130, 000円	1, 000, 000円	915, 000円	830, 000円	795, 000円	830, 000円	820, 000円	850, 000円	850, 000円	850, 000円	830,000円 70,000円 655,000円 10,000円 600,000円 10,000円 4.70月 15% 15% 15% 15% 15% 16人 14人 15.6.12 H15.4.30 350,000円 70,000円 270,000円 35,000円 235,000円 45,000円 245,000円
	常 勤	助役	870, 000円	750, 000円	670, 000円	630, 000円	610, 000円	630, 000円	650, 000円	670, 000円	一志町 白山町 嬉野町 美杉木 850,000円 850,000円 850,000円 850,000円 670,000円 670,000円 670,000円 655,00 610,000円 610,000円 610,000円 610,000円 610,000円 4.70月 4.70月 4.70月 15% 15% 15% 15% 15% 15% 15% 15% 15% 15%	655, 000円	
	の 特 別	収入役	740, 000円	690, 000円	640, 000円	600, 000円	570, 000円	600, 000円	590, 000円	610, 000円	610, 000円	610, 000円	600, 000円
	職 の	教育長	740, 000円	690, 000円	610, 000円	600, 000円	560, 000円	600, 000円	590, 000円	610, 000円	610, 000円	610, 000円	600, 000円
	給 与 等	期末手当等支給月数	4. 70月	4. 70月	4. 70月	4. 70月	4. 70月	4. 70月	4. 70月	洲町	4. 70月	4. 70月	
市		役職加算額	20%	20%	20%	20%	20%	20%	15%	15%	15%	15%	15%
町		議員定数	34人(※1)	20人	18人	14人	12人	16人	12人	14人	16人	16人	14人
		任期満了日	H15. 4.30	H15. 5.14	H16. 6.29	H17. 4.30	H15. 9. 25	H16. 1.14	H15. 2. 8	H15. 4.29	H15. 5.15	H15. 6.12	H15. 4.30
村	議会議員	議長報酬	670, 000円	510, 000円	315, 000円	280, 000円	280, 000円	310, 000円	330, 000円	360, 000円	350, 000円	350, 000円	350, 000円
別	議 員 の	副議長報酬	610, 000円	435, 000円	235, 000円	210, 000円	200, 500円	240, 000円	255, 000円	280, 000円	270, 000円	270, 000円	270, 000円
	定 数	議員報酬	550, 000円	400, 000円	205, 000円	195, 000円	190, 000円	220, 000円	225, 000円	245, 000円	235, 000円	235, 000円	235, 000円
内	及 び 報	常任委員長 議会運営委員長	_	_	211, 000円	_		_	235, 000円	12人 14人 16人 16人 17人 16人 17人 16人 17人 17人 17人 16人 17人 16人 17人 18人 18人 18人 18人 18人 18人 18人 18人 18人 18	245, 000円	245, 000円	
容	酬 等	常任副委員長 議会運営副委員長	_	_	_	_		_	_	250, 000円	240, 000円	240, 000円	_
		期末手当支給月数	4. 30月	4. 30月	3. 55月	3. 55月	3. 55月	3. 55月	4. 70月	4. 70月	4. 70月	4. 70月	4. 70月
		役職加算額	20%	20%	20%	20%	20%	20%	15%	15%	15%	15%	15%
	— 般	職員数	1, 668人	370人	163人	113人	75人	128人	74人	154人	163人	185人	131人
	職 の 給	普通会計職員数	1, 440人	326人	139人	105人	64人	120人	70人	136人	148人	166人	127人
	給 与 等	普通会計職員給 (千円)	10, 173, 195	2, 252, 730	828, 680	536, 207	336, 711	616, 454	382, 298	763, 727	892, 064	1, 018, 210	762, 098

(※1)平成15年1月1日以後の一般選挙から適用 32人

津·久居·安芸郡·一志郡市町村合併問題協議会協議事項調整表

	<u>-</u>		<u> </u>	構 成	市町	村 の	現 況 	1	1		
津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香良洲町	一志町	白 山 町	嬉 野 町	美 杉 村	具体的な調整内容
は地区広域行政事務組合 構成団体名〕 津市・久居市・河芸町・芸 町・美里村・安濃町・香良 町・一志町・白山町・嬉野 ・美杉村	洋巾に回じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
	ー志社会福祉施設組合 〔構成団体名〕 久居市・香良洲町・一志 町・白山町・嬉野町・美杉 村・三雲町		-	-	-	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
世地区広域圏粗大ごみ処理施 投組名 開構成団体名〕 津市・久居市・河芸町・芸 町・美里村・安濃町・香良 町・一志町・白山町・嬉野 「・美杉村	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
神 にか四箇町村衛生施設利 組合 構成団体名〕 津市・河芸町・芸濃町・美 村・安濃町	_	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	-	-	-	-	-	
	久居地区広域衛生施設組合 〔構成団体名〕 久居市・香良洲町・一志 町・白山町・嬉野町・美杉 村・三雲町		-	-	-	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
	-		安芸美地区清掃処理施設利用 組合 〔構成団体名〕 芸濃町・美里村・安濃町	芸濃町に同じ	芸濃町に同じ	-	-	-	-	-	
	ク居地区広域消防組合 〔構成団体名〕 久居市・一志町・白山町・ 嬉野町・美杉村		-	-	-	-	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
勢農業共済事務組合 構成団体名) 津市・久居市・河芸町・芸 町・美里村・安濃町・香良 町・一志町・白山町・嬉野 ・美杉村・三雲町	/手巾に回じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
	三重県市町村職員退職手当組 合 〔構成団体名〕 久居市・56町村・50組合	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
	久居市ほか六箇町村競艇事業 組合 〔構成団体名〕 久居市・河芸町・芸濃町・ 美里村・安濃町・香良洲町・ 三雲町	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	-	-	-	-	
重県自治会館組合 構成団体名〕 全市町村	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
	-		-	-	-	一志地区広域連合 「構成団体名」 香良洲町・一志町・白山 町・嬉野町・美杉村・三雲町	香良洲町に同じ	香良洲町に同じ	香良洲町に同じ	香良洲町に同じ	

津・久 居・安 芸 郡・一 志 郡 市 町 村 合 併 問 題 協 議 会 協議事項調整内容表

協 議 項 目 住民説明会用先行調査

調整内容(案)

関 係 項 目 下水道事業の取扱い

項目				構成	市	町村	Ø	現況				具体的な調整内容
		久居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香 良 洲 町	一志町	白山町	嬉 野 町	美 杉 村	兵体的な調金内谷
	〇料金表 〔 ^{単位: ㎡、円} 〕	〔単位:㎡、円〕	[単位:㎡、円] 千里ケ丘公共下水道	〔単位:㎡、円〕			〔単位:㎡、円〕	〔単位:m³、円〕	〔単位:㎡、円〕	〔単位:㎡、円〕		
	区分 汚水量 単価 区分 洋	汚水量 単価	医分 汚水量 単価	区 分 単価	_	_	区分 汚水量 単価	区分 汚水量 単価	区分 汚水量 単価	医分 汚水量 単価	_	
	基本使用料 300 基本使 1~10 40 1~	使用料 600 ~10 5	基本 ~10 850	^{基本} 1戸当たり 800			基本 ~10 500	基本 使用 料 ~10 1,200	基本 ~10 3,000	基本 使用 ~10 1,200		
	従 11~20 150 従 11-	~30 115	超 11~30 90	人数 割料 金 1人当たり 390			11~20 80	超 11~30 130	超過 11~ 100	超 11~30 130		
	量 21~30 170 量 31.		17				超 21~30 100	19	7132	e 31~50 140 150		
下	使 31~50 195 使 51- 用 51~100 220 用 10-		金 51~ 135 公衆浴場 13					用 51~100 170 料 101~ 190		用料 101~ 200		
	料 101~500 245 料 50						金 61~100 190			101 200		
水		51~ 265					101~ 210					
道	公衆浴場 30 公衆浴	2										
使		3	^{基本} 1戸当たり 2,000									
用		1	人数 1人当たり 300									
料	※1世帯当り4人、使 用量25㎡とした場											
金	合の使用料(消費 税抜き)		千里ケ丘公共下水道 2,200 円									
	3,050 円	2,375 円	浜田公共下水道	2,360 円	_	_	1,800 円	3,150 円	4,500 円	3,150 円	_	
	※普及率		3,200 円									
	32.4 %	45.1 %	21.2 %	23.8 %	_	_	99.0 %	29.2 %	9.3 %	41.5 %	_	

使用量別使用料金(消費税抜き)

〔単位:円〕

												(+17.11)
使用量	津市	久 居 市	河 芸	(浜田)	芸 濃 町	美 里 村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉 野 町	美 杉 村
			(十里グ丘)	(洪田)								
10 m³	700	650	850	3,200	2,360	_	_	500	1,200	3,000	1,200	_
20 m³	2,200	1,800	1,750	3,200	2,360	_	_	1,300	2,500	4,000	2,500	_
25 m³	3,050	2,375	2,200	3,200	2,360	_	_	1,800	3,150	4,500	3,150	_
30 m ²	3,900	2,950	2,650	3,200	2,360	_	_	2,300	3,800	5,000	3,800	_
35 m³	4,875	3,675	3,200	3,200	2,360	ı	ı	2,950	4,550	5,500	4,500	_
40 m³	5,850	4,400	3,750	3,200	2,360	ı	ı	3,600	5,300	6,000	5,200	_
45 m³	6,825	5,125	4,300	3,200	2,360	-	1	4,425	6,050	6,500	5,900	_
50 m³	7,800	5,850	4,850	3,200	2,360	ı	ı	5,250	6,800	7,000	6,600	_
100 m³	18,800	14,600	11,600	3,200	2,360	1	1	14,500	15,300	12,000	14,100	_
500 m³	116,800	100,600	65,600	3,200	2,360	1	1	98,500	91,300	52,000	94,100	_
1000 m³	254,300	225,600	133,100	3,200	2,360	ı	ı	203,500	186,300	102,000	194,100	_
1500 m³	391,800	354,350	200,600	3,200	2,360	1	1	308,500	281,300	152,000	294,100	_

市町村合併に関する住民説明会アンケート(案)

本日は、「市町村合併に関する住民説明会」にご参加いただき、ありがとうございました。 今後の合併に関する参考資料とするため、次のアンケートへのご協力をお願いします。 お帰りの際、受付までご提出ください。

お帰り	りの際、受付までこ提出ください。
問1	あなたの性別はどちらですか。該当するものに をつけてください。 1.男 2. 女
問 2	あなたの年齢はどれにあたりますか。該当するものに をつけてください。 1 . 2 0 歳未満 2 . 2 0 歳 ~ 2 9 歳 3 . 3 0 歳 ~ 3 9 歳 4 . 4 0 歳 ~ 4 9 歳 5 . 5 0 歳 ~ 5 9 歳 6 . 6 0 歳 ~ 6 9 歳 7 . 7 0 歳以上
問3	あなたの居住地はどこですか。該当するものに をつけてください。1.津市 2.久居市 3.河芸町 4.芸濃町5.美里村 6.安濃町 7.香良洲町 8.一志町9.白山町 10.嬉野町 11.美杉村12.上記以外の市町村名()
問 4	本日の説明会をお聞きになって、あなたが住んでいる市町村における合併の必要性について、どのように認識されましたか。該当するものに をつけてください。 1 . 合併は必要である。 2 . 合併は、どちらかといえば必要である。 3 . 合併の必要はない。 4 . わからない。
問 5	現在、津・久居・安芸郡・一志郡(三雲町を除く)の11市町村で任意の協議会を設置し、11市町村での枠組みによる合併に関する調査、研究、啓発などの事業を行っていますが、この枠組みで市町村合併を進めることについてどう思いますか。該当するものにをつけてください。 1.11市町村の枠組みによる合併が望ましいと思う。 2.他の枠組みによる合併が望ましいと思う。 具体的な枠組をお考えの場合は、その構成市町村名を()に記載してください。 (3.合併は望ましくない。 4.わからない。

聿・久居・安芸郡・一志郡 (三雲町を除く) における市町村合併に対してご意見等
ありましたらお書きください。